

「特定口座」のメリット

税理士 嶋 賢治

個人が株式や投資信託の取引で利益を得た場合、原則として自分で損益を計算して確定申告をする必要があります。その場合、「一般口座」ではなく「特定口座」を開設すると、銀行や証券会社が、その口座内の取引の損益を計算してくれます。

年明けから各金融機関から送られて来る「特定口座年間取引報告書」を使って、簡単に申告をすることができます。特定口座内で生じる所得に対して銀行や証券会社が源泉徴収することを選択した場合、配当や分配金と上場株式や投資信託などの譲渡損失との損益通算もされ、確定申告をする必要がなくなります。

特定口座を開設し源泉徴収有りで確定申告不要を選択すれば、夫の扶養に入っている主婦、親の扶養に入っている学生がいくら利益を上げても扶養から外れなくて済みます。年金をもらっている人が株式等の取引で利益を得ても確定申告をする必要がないので、国民健康保険料や介護保険料が増加したり、後期高齢者の人の医療費負担割合が上がったりすることもありません。

ただし、他の金融機関などにある口座の損益と相殺したい場合や損失を翌年以降に繰り越したい場合には、確定申告が必要になります。そこで、上場株式の譲渡損失が出た場合は確定申告により、まずその年分の上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と損益通算ができます。損益通算してもなお控除しきれない損失の金額については、翌年以後3年間にわたり、確定申告を継続することにより、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額から繰越控除することができま

す。上場株式の譲渡で損をしたら、すかさず確定申告で損失の繰り越しをしておきましょう。たとえばその年は効果がなくても、その後3年間は大きな節税の可能性があります。もう一度送られてきた「特定口座年間取引報告書」を確認してみましょう。